

小規模特認校制度・隣接校選択制をご存知ですか

市内の小・中学校および義務教育学校は、住所地によって就学する学校が指定されますが、指定校以外の学校に就学することを希望する児童・生徒、保護者のニーズに応えるため、小規模特認校制度と隣接校選択制があります。

☎ 学校教育課 ☎537-5903



小規模特認校の児童・生徒を募集します

小規模特認校制度は、自然環境に恵まれた小規模の学校での教育を希望する児童・生徒、保護者に、通学区域外からの入学・転学を特別に認める制度です。 ○対象者：すべての学年の児童・生徒（3年度入学予定者を含む）

かんざき 神崎小学校 ☎536-2325

市内西部、豊かな自然に囲まれ、眼下に別府湾を望む高崎山の麓にあります。田ノ浦ビーチでの「カヌー・シュノーケリング体験」や近くの山での「田ノ浦特産びわの収穫体験」など、さまざまな体験活動に取り組んでいます。さらに、校区運動会や文化祭などを通して、地域との交流を深めています。

豊かな自然の中での体験活動や少人数での学習を通して成長する姿が見られます。

保護者の声



かみへつぎ 上戸次小学校 ☎596-1101

市内南部、校区の中央を大野川が流れる緑豊かな自然の中にあります。ドンコ釣り大会や遠足、稲作体験など自然を生かした教育活動に取り組むとともに、相撲大会、餅つき大会などの行事を通して、保護者・地域とのふれあいを大切にしています。

上級生とも仲がよく、縦割り活動で優しく関わってくれるのでありがたいです。

保護者の声



たけなか 竹中中学校 ☎597-0187

市内南西部、天面山や本宮山の山々に囲まれた緑豊かな自然の中にあります。生徒自身が「行きたい学校」、保護者や地域が「行かせたい学校」を目指して、いろいろな活動に取り組んでいます。また、小学校との連携や地域との交流を大切に、地域住民も参加した小中合同運動会や文化祭などの行事を行っています。

子どもが活躍する場が多く、しかも地域も生き生きとして大満足です。

保護者の声



こうざき 神崎小中学校（こうざき小学校）☎576-0004

市内東部、神崎海岸をはじめとする豊かな自然の中にあります。併設型小中一貫教育校として、1年生から9年生による体育祭・文化祭などの開催、ボランティア活動、地域行事への参加など一人ひとりの心を育てることを中心に据え、9年間を見通した系統的な教育活動を行っています。

地域に見守られ、優しい心が育っていて大変うれしいです。

保護者の声



※定員、条件、申請方法など詳しくは、学校教育課（第2庁舎4階）、各学校に備え付けの「大分市小規模特認校制度のご案内」または市ホームページをご覧ください。

隣接校選択制学校公開日についてお知らせします

隣接校選択制は、通学の安全性や通学距離、学校の特色などを考慮して、指定校に隣接する通学区の学校（隣接校）への入学を希望することができる制度です。実際に見学し、学校選択の参考にしてみませんか。

- 対象者：3年度に小・中学校、義務教育学校へ入学予定の人（義務教育学校7年生へ進級予定者を含む）
- 申請要項：9月1日（火）から各学校、学校教育課（第2庁舎4階）で配布します（市ホームページでダウンロードも可）。
- 公開日：直接学校にお問い合わせください。
※新型コロナウイルスの影響等による日程変更が予想されるため、市ホームページには掲載していません。
- その他：授業などを参観する際には、名札着用と名簿の記入などにご協力ください。各学校の公開日はどなたでも見学できます。



大分市景観計画を改定しました

大分市らしい景観を未来につなぐ

山・川・海に恵まれた美しい自然景観があるまち大分市。その自然景観に歴史・文化・産業・ひとの暮らしが溶け込み、大分市らしい景観が生まれています。

こうした景観は市民みんなの財産です。大分市では、「大分市景観計画」を策定し、豊かな景観を未来の子どもたちにつなぐことができるよう取り組んでいます。

前回の計画策定から10年以上が経過したため、今回景観特性や課題を整理し、景観計画の改定を行いました。

景観計画とは

- 良好な景観形成を図るため、基本的な方針、行為の制限に関する事項などを定める計画です。
- 規制の内容は建築物の建設などの行為に対して景観的に配慮していただくための制限であり、土地利用を制限するものではありません。
- 持続可能なまちづくりを推進していくため、地域の価値を高める手段である景観形成を推進するための計画です。

「大分市景観計画」の目標

- 美しい自然景観をまもる
- 自然景観と調和した、風格あるまちなみをつくる
- 魅力ある景観を次世代へつなぐ

大分市景観計画の改定について詳しくは市ホームページをご覧ください。

ホームページはこちらから▶



主な改定内容

Point 1 特性に合った区分と基準を決めました

自然、市街地、田畑など景観によってその特性はさまざまです。特性に応じたエリア区分と基準を設定しました。

Point 2 「重要地区」「特徴ある景観を有する地区」を見直しました

高田・佐賀関・戸次本町・野津原の一部を「重要地区」に追加しました。また「特徴ある景観を有する地区」に豊後国分・鶴崎・豊予海峡眺望地区・臨海工業地区・郊外住宅団地の一部を追加しました。これにより、周辺地域や特徴ある地区の景観をより魅力的なものにしていきます。

Point 3 届出規模の変更や事前協議を制度化しました

景観に配慮が必要な太陽光発電や風力発電の届出規模を変更し、建築物の建設などの行為を行う前の事前協議を制度化しました。

Point 4 その他

行政だけでなく市民・事業者が景観づくりに参加するための取り組みや魅力ある景観と担い手を育むために「景観まちづくりガイドブック」を作成するなど、さまざまな取り組みをしていきます。

☎ まちなみ企画課 ☎537-5968

特別定額給付金(10万円の給付)のご案内

特別定額給付金の申請はお済みですか

受付締切日が近づいています。申請書が届いていない場合や紛失された場合、手続き方法など詳しくは、市特別定額給付金事業コールセンターへ。

■ 受付締切日：8月25日（火）〈消印有効〉

ホームページはこちらから▶



◀申請書はこちらの封筒で発送していただきます。

☎ 市特別定額給付金事業コールセンター ☎534-3301

- コールセンター受付時間：
 - 平日 午前9時～午後6時
 - 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時